

令和4年度（2022年度）

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

筑波保育医療専門学校

各学科が掲げる主たる資格を取得し、各専門方面で即戦力となる人財となるだけでなく、社会人としてマナーを守り協調性を持てる人物となることまたはその土台を築けたものに卒業を認定する。

《主たる資格》

- ・こども学科  
保育士  
幼稚園教諭二種
- ・オフィス事務管理学科
- ・経理ビジネス学科  
日本商工会議所 簿記検定試験 2級  
I P A I Tパスポート試験  
M O S（Word、Excel、Powerpoint、Access）
- ・メディカル事務管理学科  
診療報酬請求事務認定試験  
メディカルクラーク（医科・歯科）

※取得しなければ、卒業できないというわけではありません。

①本校学則への記述

第9条 本校の教育課程および授業時数は次のとおりとする。

- (1) 授業時数の1単位時間は、50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、経理ビジネス学科にあつては1,920時間以上、こども学科にあつては2,880時間以上とする。

第13条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況などを総合的に勘案して行う。ただし、出席時数の80%に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

第21条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- (1) 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

②卒業試験の実施

卒業年度の後期末試験は1月に行い、卒業試験扱いとなる。卒業試験に合格できない場合は、追試または補習+追試を行う。（卒業は3月）

③卒業論文・卒業課題・卒業発表

卒業試験の代わりに、卒業論文や卒業課題の提出、卒業発表を行う場合がある。いずれも、教科ごとに決められた水準を下回ってはならない。